

議案第26号

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例及び杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例及び杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年杉並区条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

第2条 杉並区介護保険条例（平成12年杉並区条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたこと等に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改める必要がある。

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例及び杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
1～4 略	1～4 略
5 保健所及び保健センターに勤務する職員が、 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）</u> から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第5条の規定は、適用しない。	5 保健所及び保健センターに勤務する職員が、 <u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症</u> <u>_____をいう。）</u> から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第5条の規定は、適用しない。
6及び7 略	6及び7 略

第2条による改正（杉並区介護保険条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
(新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分及び令和2年度分の保険料の減	(新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分及び令和2年度分の保険料の減

